

# 国際刑事裁判所とテロリズム

—国際刑事裁判所規程の起草過程におけるテロリズムの扱い—

安藤 貴世

Takayo ANDO. The International Criminal Court and Terrorism — Discussion about Terrorism in the Drafting Process of Rome Statute of the International Criminal Court—. *Studies in International Relations* Vol. 35, No. 2. February 2015. pp. 1 – 19.

The International Criminal Court (ICC) was established in 2002 when the ICC Statute (1998) came into force, and its jurisdiction is limited to “the most serious crimes of concern to the international community as a whole”: genocide, crimes against humanity, war crimes, and the crime of aggression. In addition, treaty-based crimes, such as the violation of some multi-national anti-terrorism conventions, were also put under the jurisdiction of the ICC as the focal point of the draft articles prepared by the International Law Commission (ILC).

This paper aims to clarify why the crimes of terrorism were not included in the ICC Statute by examining the drafting process of jurisdictional provision recorded in primary documents of the Sixth Committee of the UN General Assembly and of the Diplomatic Conference held in Rome in 1998.

Although some States supported the inclusion of terrorism in the Statute, most were opposed. The analysis found that the crimes of terrorism were excluded on the basis of a combination of multiple factors, such as the existence of efficient mechanisms for prosecution through multi-national conventions against individual terrorism crimes, the lack of a clear definition of terrorism, the lack of sufficient seriousness of the crimes, the desire to establish the Court as soon as possible, and the effort to decrease the burden and cost on the Court. This paper also shows that most States believed that terrorism should not be recognized as “the most serious crimes of concern to the international community as a whole,” but only as a concern of contracting States of each multi-national anti-terrorism convention.

## 1. はじめに

### (1) 問題の所在

1998年7月に国際刑事裁判所規程 (Rome Statute of the International Criminal Court, 以下ICC規程) が採択され, 4年後の2002年7月の同規程の発効を以て, 国際犯罪に対する個人の刑事責任を問う史上初の常設の国際刑事法廷たる国際刑事裁判所 (the International Criminal Court, 以下ICC) が設立された。2012年3月には設立10年目にして初の判決が下され<sup>1</sup>, ICCの活動は今後一層本格化する様相を呈している。

ICCは国際犯罪に対し責任を有する個人を訴追するために設立されたものであり, ICC規程はその前文において「・・・国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪が処罰されずに済まされては

ならないこと・・・を確認し,・・・国際的な犯罪について責任を有する者に対して刑事裁判権を行使することがすべての国家の責務である・・・」と規定する。さらに同規程第5条はICCの管轄権に服する対象犯罪を規定し, その第1項は「裁判所の管轄権は, 国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に限定する。裁判所は, この規程に基づき次の犯罪について管轄権を有する。」としたうえで, 集団殺害犯罪 (ジェノサイド), 人道に対する犯罪, 戦争犯罪, 侵略犯罪という4つの犯罪を列挙している<sup>2</sup>。すなわちICCが管轄権を有するところの「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」は4つの犯罪に限られ, これらは併せて「コア・クライム」と一般的に称される。また, ICC規程前文において「この規程に基づいて設立する国際刑事裁判所が国家の刑事裁判権を補完す

るものであることを強調し・・・」と規定されているとおり、ICCは、当該事件についての管轄権を有する国に「その捜査又は訴追を真に行う意思又は能力がない場合」において管轄権を行使するのであり、各国の国内裁判所の役割を代替するのではなく、あくまで補完する位置づけにあるという「補完性の原則」のもと活動する<sup>3</sup>。

翻ってICC規程の起草過程に目を向けると、当初の草案においては上記の4つの犯罪類型以外にも、多数国間条約によりその定義や抑止が規定されている犯罪、すなわち条約犯罪（treaty crimes）がICCの対象犯罪に含まれていた点が注目される。特にそうした条約犯罪の代表例として挙げられるのがテロリズム犯罪であり、ICC規程の起草過程ではテロリズムをICCの対象犯罪に含めるか否かという点につき、各国から様々な意見が出されたものの、最終的に1998年にローマで開催された外交会議（以下、ローマ会議）で下された結論は、テロリズムをはじめとする条約犯罪をICCの対象犯罪から除外するというものであった。なお、一部の国家においてはテロリズムをICCの対象犯罪とすべきという意見が根強く、ICC規程発効後も、テロリズムをICCの対象犯罪として追加するべきとの提案が引き続きなされている<sup>4</sup>。

上記の点を念頭に、本稿は、特にICC規程の起草過程におけるテロリズムの扱いに焦点を当て、当初作成された草案において、コア・クライムと並んで対象犯罪として規定されていたテロリズムが、如何なる議論を経て、どのような理由に基づき最終的にICCの対象犯罪から除外されるに至ったのかという点について、ICC規程の起草に関する一次資料の分析を通して明確化することを目的とするものである。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、次項において、ICC規程の起草過程に関する先行研究について、特にテロリズムに関する議論という観点から整理する。第2章では、ICC規程の起草経緯を概観したうえで、テロリズムをめぐる起草案の変遷について概要を述べる。続く第3章では、ICC規程の起草過程に係る一次資料の分析を通して、起草過程におけるテロリズムの扱いについて、特に国連総会第六委員会およびローマ会議におけ

る議論を中心に検討する<sup>5</sup>。第4章は結論である。

## （2）先行研究

ICC規程の起草過程に関する先行研究のうち、特に対象犯罪に関する議論について検討したものの多くは、当初の草案においてはテロリズムが対象犯罪として含まれていたものの、最終的にはテロリズムを含む条約犯罪が除外されたという点に言及している。

そうした中で、テロリズムのICCの対象犯罪としての可能性について詳細に論じたものにArnoldによる研究がある<sup>6</sup>。Arnoldは、テロリズムに対するICC規程の適用性を検討する前提として、ICC規程の起草過程においてテロリズムがどのように議論されたかを一次資料を用いつつ検証している。Arnoldによれば、1994年時点の国連国際法委員会（the International Law Commission, 以下、ILC）による草案では、テロリズム防止関連諸条約の違反行為の幾つかが、条約犯罪として対象犯罪に含まれていたものの、起草過程では、大多数の国家がそれらを除外し、裁判所の管轄権をコア・クライムに限定する方向へと傾いたとしたうえで、最終的な議論は、普遍的に受容された定義を有さない犯罪を導入することは裁判所を政治化し、その設立を危うくするというものであったと指摘する<sup>7</sup>。またCasseseも、ローマ会議において、人道に対する犯罪としてテロリズムをICCの管轄権に服する国際犯罪に含めるべきであるとの提案がインド等からなされたが、アメリカをはじめ多くの国家がこれに反対した点に言及する<sup>8</sup>。

Boisterによる研究は、テロリズムではなく薬物犯罪に焦点を当てて検討したものであるが、条約犯罪がICCの管轄権から除外された経緯について非常に詳細な分析を行っており<sup>9</sup>、当初のILC草案ではICCの対象犯罪を、一般慣習国際法の下での犯罪（集団殺害犯罪、侵略犯罪、武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対する著しい違反）と条約犯罪に分けて規定していたこと、さらにその後の議論において、ICCの管轄権は深刻な犯罪に制限されるべきであり、そうしたコア・クライムには条約犯罪は含まれないとの意見が多数を占めるようになったと指摘する<sup>10</sup>。同様にDugardも、

ILC草案において条約犯罪がICCの管轄権に服する犯罪に含まれていたことに多くの反対があったとし、その主たる理由として、そうした犯罪は国際慣習法の一部でなく、当該条約の締約国間においてのみ国際犯罪として認識される、これらの犯罪を含めることは裁判所に負担となる点などを挙げている<sup>11</sup>。但しBoisterやDugardによる研究は、一次資料を参照しつつ、ICC規程の起草過程における条約犯罪の扱いについて比較的詳細に論じているものの、それぞれ1998年、1997年の論稿であり、ローマ会議における議論や、最終的なICC規程の成案に至る経緯まではフォローしていない。

上記のとおり、ICC規程の起草過程におけるテロリズムの扱いに関しては、大凡の議論の概要が先行研究によりすでに明らかとなっているものの、ILCによる草案を検討した国連総会第六委員会や、最終的にICC規程を採択したローマ会議における議論の詳細な内容に至るまで十分に明らかにされているとは必ずしも言い難い。さらに先行研究においては、テロリズムを対象犯罪に含めることに反対する立場について、その理由も含め言及されていることが多いものの、どのような国家が反対の立場に立っていたか、また、逆にこれを支持する立場やその理由に関しては触れられていないことが殆どである。こうした点からも、本稿においてICC規程の起草過程におけるテロリズムの扱いについて一次資料の分析を通して明確化し、規程の起草時においてテロリズムが如何なる性質を有する国際犯罪として捉えられていたかを明らかにすることは意義があると言えよう。

## 2. テロリズムをめぐる起草案の変遷

### (1) ICC規程の起草経緯

ICCは史上初の常設の国際刑事裁判所であるが、個人の刑事責任を問う常設の国際法廷を設立しようという試みの萌芽は、ICC設立の50年も前に見出される<sup>12</sup>。1948年に採択された集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約(ジェノサイド条約)は、第6条において犯罪行為地の国内裁判所か国際刑事裁判所による容疑者の訴追を規定しており、同条約の採択を決定した国連総会決議260(1948年

12月9日)は、ILCに対し、集団殺害犯罪に責任を有する個人を訴追するための国際的な司法機関を設立することが望ましいかどうか、またその可能性について検討することを求めている。1950年にILCが、国際刑事裁判所の設立は望ましいものであり、且つ可能であると結論づけたのを受け、国連総会は、裁判所設立に関する提案を準備するための委員会を設立した。同委員会は1951年に国際刑事裁判所の設立に関する草案を作成し、1953年にはこれを改訂した修正案が国連総会に提出されたものの、侵略犯罪の定義に関する合意が成立しなかったことなどを理由に、それ以降、草案の検討は延期されることとなった<sup>13</sup>。

国際刑事裁判所の設立は、その後も定期的に検討されていたが、国際刑事裁判所設立に向けた作業が再び本格化する端緒となったのは、1989年の国連総会におけるトリニダード・トバゴによる提案である。同国は、麻薬取引の規制を念頭に国際刑事裁判所の設立を提案し、本提案に応える形で国連総会はILCに対し、国際刑事裁判所に関する作業を再開することを求めた。折しも、1990年代前半は旧ユーゴスラヴィアおよびルワンダにおける非人道的な残虐行為に対処すべく、アドホックな性質を有する国際刑事裁判所が安保理決議によりそれぞれ1993年、1994年に相次いで設立された時期とも重なり、それから間もなく、国際刑事裁判所設立条約の草案作成を求める国連総会決議47/33(1992年11月25日)の帰結として、ILCは1993年に草案を完成させた。その後、この1993年の草案は、各国の意見を取り入れつつILCの作業部会により改訂され、1994年に完成した新たな草案が国連総会に提出されることとなったのである。1994年には、本草案に関する主たる論点を検討すべく、国連総会決議49/53(1994年12月9日)により国際刑事裁判所設立に関するアドホック委員会(以下、アドホック委員会)が設置され、同委員会は1995年の4月と8月に開催された。さらに、アドホック委員会の作業を継続し、ローマ会議に提出するための広く受け入れられる草案を準備するために、国連総会決議50/46(1995年12月11日)により国際刑事裁判所設立に関する準備委員会(以下、設立準備委員会)が設置され、同委員

会は、1996年から1998年にかけて計6回開催された<sup>14</sup>。なお、その間にも、国連総会第六委員会において「国際刑事裁判所の設立」という議題のもと、草案に関する審議が継続されている。こうした過程のもと検討された草案を完成させるべく、国連総会第52会期（1997年）において、国際刑事裁判所の設立に関する国連全権外交会議を1998年6月15日から7月17日にローマにおいて開催することが決定された。ローマ会議における160カ国の代表、国際機関やNGOの参加のもとでの約1か月にわたる議論を経て、1998年7月17日にICC規程は採択されるに至ったのである<sup>15</sup>。

## （2） ILC草案

### （i） 第44会期（1992年）

ILCは、国連総会決議46/54（1991年12月9日）により、国際刑事裁判所の設立を含む国際刑事管轄権に関する問題について検討、分析するよう国連総会から要請されたのを受け、「国際刑事管轄権に関する作業部会」の設置を第44会期（1992年）において決定した。計16回に及ぶ作業部会会合の成果として「国際刑事管轄権に関する作業部会報告書」が提出されており<sup>16</sup>、報告書は、国際的な性質を有する犯罪、例えばとして、戦争犯罪、航空機ハイジャック、人質行為などを扱う国際条約は、殆ど例外なしに国内裁判所における訴追を規範としているとしつつ、それが唯一の解決方法ではないと指摘している。さらに報告書では作業部会の見解として、国際刑事裁判所の管轄権は、国際的性質を有する犯罪を構成する既存の特定の国際条約を含むべきであるとして、そうした条約の具体例として、ジェノサイド条約、アパルトヘイト条約、人質行為防止条約、船舶・航空機のハイジャックに関する条約などを挙げつつ、それほど重大でない性質の犯罪により裁判所の負担が大きくなるのを防ぐため、最も深刻な犯罪に対してのみ管轄権を行使すべきであるとも述べられている<sup>17</sup>。つまり、1992年の作業部会の段階では、まだICC規程の具体的な草案作成にまで至っていないものの、裁判所の対象犯罪として条約犯罪を含めるといふ発想の萌芽がこの時点で見出されるのであり、さらにそうした条約犯罪の範疇に含まれ

るものとして、人質行為防止条約やハイジャック関連条約といった、テロリズムの個別的な犯罪類型を対象として作成された対テロリズム関連諸条約が挙げられていたことが明らかとなる<sup>18</sup>。

### （ii） 第45会期（1993年）

国連総会は、総会決議47/33（1992年11月25日）においてILCに対し、次回（第45会期）の会合から、優先順位の高い問題として国際刑事裁判所の草案作成作業を継続するよう求めている。これを受けてILCは、1993年の第45会期において、前年に設立した作業部会を再開することを決定し、その名称を「国際刑事裁判所の草案に関する作業部会」とした<sup>19</sup>。

作業部会は計22回開催され、草案およびコメントリーを収録した報告書を作成しており<sup>20</sup>、同草案は裁判所の管轄権に服する対象犯罪について、第22条および第26条に分けて以下のように規定している<sup>21</sup>。

### 第22条「条約で定義される犯罪のリスト」

裁判所は次の犯罪について管轄権を有する。

- (a) 1948年ジェノサイド条約第II条および第III条に定義されたジェノサイドと関連犯罪
- (b) 以下の条文に定義された条約の重大な違反行為
  - (i) 傷病兵の保護に関する1949年ジュネーブ条約第50条
  - (ii) 海上傷病兵の保護に関する1949年ジュネーブ条約第51条
  - (iii) 捕虜の待遇に関する1949年ジュネーブ条約第130条
  - (iv) 文民の保護に関する1949年ジュネーブ条約第147条
  - (v) 1949年ジュネーブ条約に関する1977年第一追加議定書第85条
- (c) 1970年航空機不法奪取防止条約第1条に定義された航空機不法奪取
- (d) 1971年民間航空不法行為防止条約第1条に定義された犯罪
- (e) 1973年アパルトヘイト防止条約第2条に定義されたアパルトヘイトと関連犯罪

- (f) 1973年国家代表等に対する犯罪防止条約第2条に定義された犯罪
- (g) 1979年人質行為防止条約第1条に定義された人質行為と関連犯罪
- (h) 1988年海洋航行不法行為防止条約第3条および1988年大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書第2条に定義された犯罪

#### 第26条「第22条にあてはまらない場合の、国家による管轄権の特別な受容」

1. 裁判所は、第3項に規定された国家が、当該犯罪に関し、裁判所が特定の個人に対する管轄権を行使することに特に同意することを裁判所書記に文書で通知する場合には、第22条にあてはまらない他の国際犯罪に関し、この規程の下で管轄権を有する。
2. 第1項に述べられた他の国際犯罪とは以下のものである。
  - (a) 一般国際法の下での犯罪。すなわち、国家の国際共同体全体により、国際法規範の下で、その違反が個人の刑事責任を生じさせるような根本的な性質を有するものとして受容・認識されたもの。
  - (b) 国内法の下での犯罪。例として薬物関連犯罪が挙げられ、そうした犯罪の抑止を目的とする1988年の麻薬および向精神薬の不正取引に関する国連条約のような多数国間条約の違反行為など、例外的に深刻な犯罪を構成するもの。
3. 第1項に述べられた国家とは、
  - (a) 第2項(a)の犯罪について、容疑者が自国領域内に所在する国家および当該行為がその領域内で発生した国家
  - (b) 第2項(b)の犯罪について、容疑者が自国領域内に所在する国家および当該条約に従って自国裁判所において当該犯罪の容疑者を訴追する管轄権を有する国家

草案とともにILCの作業部会報告書に収録されたコメンタリーによれば、上記の第22条および第26条は、第一に、国際犯罪として犯罪を定義する条約、第二に、単に国内法の下での犯罪を構成す

る望ましくない行為の抑止を規定する条約という2つの系統の管轄権を規定するものである<sup>22</sup>。

第22条は第一の系統の管轄権を規定しているが、作業部会は、第22条に列挙された条約に規定された犯罪を国際法の下での犯罪として扱う2つの基準として、①犯罪そのものが当該条約によって定義されている、②当該条約で定義された犯罪に対して、条約が、「引き渡すか訴追するか」の原則に基づく普遍的管轄権のシステムを形成している、もしくは国際刑事法廷が当該犯罪を訴追する可能性を条約が形成している、又はその両方、を挙げている<sup>23</sup>。この基準に照らしてみると、第22条(a)～(h)項に挙げられた条約はいずれも、犯罪の定義に関する規定を有しており、また各犯罪の処罰方式に関しては、ジェノサイド条約およびアパルトヘイト条約が国際刑事裁判所における容疑者の訴追について規定しているのに対し<sup>24</sup>、それ以外の条約は基本的に、容疑者を「引き渡すか訴追するか」という原則を規定している。たとえば第22条(c)項に規定された航空機不法奪取防止条約は、第7条において、当該犯罪の容疑者所在国に対し、その容疑者を引き渡さない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を課している。

これに対し第26条に関するコメンタリーによれば、同条は、第22条にあてはまらない他の国際犯罪に対し、国際刑事裁判所が管轄権を行使することに当該国家が特に同意する場合に、同裁判所に管轄権を付与するものである。このうち第26条第2項(a)は「一般国際法の下での犯罪」を規定し、国際慣習法に基礎を有する国際犯罪で、さもなくば裁判所の管轄権から外れてしまうもの、たとえば、条約により定義されていない侵略犯罪や、ジェノサイド条約の非締約国が関わる場合の集団殺害犯罪、1949年ジュネーヴ条約に含まれない他の人道に対する犯罪などを含めしめることを意図している<sup>25</sup>。これに対し同条第2項(b)は、先に記した「2つの系統」のうちの後者、すなわち単に国内法の下での犯罪を構成する望ましくない行為の抑止を規定する条約に該当するものである<sup>26</sup>。

以上から、1993年のILC草案においては、ICCが第一義的に管轄権を有する対象犯罪として、国

国際法の下での犯罪としての性質を有する条約犯罪が挙げられており（第22条）、その範囲からは漏れるものであるが処罰すべき犯罪として、国際慣習法上の国際犯罪（第26条第2項（a））と、薬物犯罪といった国内法の下での望ましくない行為（同（b））が挙げられていると言える。さらに条約犯罪に関しては、その一覧として第22条（a）～（h）項に規定された犯罪行為のうち、（c）、（d）、（f）、（g）、（h）項の5つを、個別的なテロリズム防止関連諸条約の違反行為、すなわちテロリズム犯罪が占めている。つまり1993年草案は、ICCにおいてまず条約犯罪を処罰することを念頭に作成されており、さらにILCの作業部会の方針においては、集団殺害犯罪、ジュネーヴ諸条約の重大な違反行為、アパルトヘイトと並んで、種々のテロリズム犯罪がICCの対象犯罪として確固たる位置づけを有していたことが明らかとなるのである。

### （iii） 第46会期（1994年）

ILCは、国連総会議決48/31（1993年12月9日）による国連総会からの要請に応え、第46会期（1994年）においてICC規程に関する作業部会を再び設立した<sup>27</sup>。作業部会は計27回の会合を通して1993年草案の検討および改訂を行い、これを受けてILCは、60カ条から成るICC規程草案（以下、1994年草案）とコメントリーを同会期において採択した<sup>28</sup>。1994年草案は第20条において、裁判所が管轄権を有する対象犯罪について以下のように規定する<sup>29</sup>。

#### 第20条「裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪」

裁判所は、この規程に基づき次の犯罪について管轄権を有する。

- (a) 集団殺害犯罪
- (b) 侵略犯罪
- (c) 武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対する著しい違反
- (d) 人道に対する犯罪
- (e) 付属書に挙げられた条約の下で若しくは条約に従って制定され、国際的な関心事である例外的に重大な犯罪を構成するもの

なお、第20条（e）項にいうところの付属書には14の条約犯罪が列挙されている<sup>30</sup>。コメントリーによれば、裁判所の管轄権について規定する草案第三部は、草案の中心をなす部分であり、ICC規程の機能を、その前文が言及するところの状況及び目的に限定するために、裁判所が扱う事例を制限するものである<sup>31</sup>。

裁判所の対象犯罪に関する1993年草案から1994年草案への最大の変化は、前者が条約犯罪に関して2つの系統（第22条、第26条第2項（b））の間で区別を設けていたのに対し、1994年草案第20条においてはこうした区別が放棄された点にある<sup>32</sup>。1993年草案を検討した1994年のILC会合でも、1993年草案における第22条と第26条の区別について反対意見が出されており<sup>33</sup>、またコメントリーによれば、こうした区別は、国内法システムから独立した犯罪として特に定義される行為と、条約が国内法の下で刑事的に処罰可能なものとすることを要求する行為との間の相違を反映しているが、幾つかの条約に関してはそうした区別が困難であり、これを維持することは更なる複雑さをもたらすとの理由から、上記の区別は1994年草案においては放棄されることとなった<sup>34</sup>。

他方で1994年草案第20条は、裁判所が管轄権を有する犯罪として2つのカテゴリー、すなわち、一般国際法の下での犯罪（同条第（a）～（d）項）と、特定の条約の下での若しくはそれに基づく犯罪（同条（e）項および付属書）を設けている。第20条のコメントリーによれば、これら2つのカテゴリーは互いに排他的ではなく、両者の間にはかなりの重複があり、また2つのカテゴリーにおける管轄権の行使の要件は本質的に同じである<sup>35</sup>。このうち第一のカテゴリーである第20条（a）～（d）項は、先の1993年草案第26条第2項（a）を引き継ぐものであるが、コメントリーによれば、それら一般国際法の下での犯罪は草案から完全に除外することはできない、と1993年のILCの議論において結論づけられたものであり、他方で1993年草案の規定が非常に不明確であるとの批判があったため、1994年草案では個別の4つの犯罪に対し裁判所の管轄権を設定することとしたのである<sup>36</sup>。さらにこれらは一般国際法の下での犯罪の包括的

なりリストを示すものではなく、その重大性や、それらが発生する現実性や、それらの不可避な国際的影響を理由として、裁判所の管轄権に含められるべきであると現段階でILCが考えるところの一般国際法の下での犯罪に限定されている<sup>37</sup>。

これに対し第二のカテゴリー、すなわち第20条(e)項に規定された条約犯罪は、条約により定義された国際的関心事たる犯罪である。コメンタリーは、付属書に含まれる条約の基準として、犯罪自体が条約により定義されていること、条約が「引き渡すか訴追するか」という原則に基づく普遍的管轄権のシステムまたは国際刑事裁判所が犯罪を訴追する可能性を形成している、若しくはその両方、という2点を挙げており、これは1993年草案の第20条の基準と同様のものである<sup>38</sup>。第20条(e)項の付属書に列挙された条約犯罪は、基本的に1993年草案第22条を継承するもので、新たに拷問禁止条約および1988年の麻薬等の不正取引に関する国連条約が追加されることとなった。前者はILCにおける議論において追加すべきという意見が出されたものであり<sup>39</sup>、後者は1993年草案第26条第2項(b)の規定を組み入れたものである。また、ILCによれば、付属書に規定された条約犯罪の多くは、それ自体では深刻であるものの、それらを扱う国内裁判所の管轄権に服し、国際的な管轄権のレベルにまで引き上げることを要しないような行為を含んでいるとして、(e)項において「国際的な関心事である例外的に重大な犯罪を構成する」という要件を付すことにより、条約犯罪に対する裁判所の管轄権をさらに制限した<sup>40</sup>。これは特に1988年の麻薬等の不正取引に関する国連条約が広範な行為を包含しており、その大部分は本質的に国際的な関心事ではないという点を念頭においたものである<sup>41</sup>。

なおこれらの条約犯罪のうち、ILCのコメンタリーは特にテロリズムに関して、依然としてテロリズムの単一的な定義が存在していないとしつつ、付属書に列挙された14の条約のうち6つが特にテロリズム犯罪に係るものであるとして、組織的かつ継続的に行われるテロリズムは、国際的な関心事である犯罪であり、如何なる形態であれテロリズムは犯罪行為であるということが普遍的に受容

されなければならないと指摘している点が注目される<sup>42</sup>。さらにコメンタリーはテロリズムと薬物犯罪との関係について、多くの場合にテロリストの行為は大規模な薬物取引によって支えられており、それが国際的な関心事であることは疑いないことから、そうした場合には薬物犯罪において「例外的に重大な犯罪」という(e)項における要件が満たされると指摘する<sup>43</sup>。

以上から、1994年草案においては、一般国際法の下での犯罪、すなわち国際慣習法に基づく犯罪と条約犯罪が、対象犯罪として並列的に列挙されるようになり、対象犯罪規定の構造自体は1993年草案から変化が見られた。他方で、一般国際法の下での犯罪を「草案から完全に除外することはできない」と結論づけたというコメンタリーの言及にも示されるとおり、条約により明確に定義されていない国際慣習法上の犯罪よりもむしろ条約犯罪が、1994年草案においても引き続き、ICCにより第一義的に処罰されるものとして位置づけられていたと言える。さらにテロリズムは、こうした条約犯罪を構成するものとして、1993年草案から1994年草案の規定に至るまで一貫して、ICCの対象犯罪、すなわち「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」とであるとILCによって認識されていたことが明らかとなる。加えて、上記のコメンタリーの見解にあるとおり、1994年草案第20条(e)項に列挙された条約犯罪のうちテロリズム犯罪が半数近くを占めていたことから、また、テロリズムとの関連性という側面を重視して、薬物犯罪が条約犯罪を構成する犯罪の1つとして1994年草案において新たに対象犯罪に組み入れられたという点からも、草案の起草作業にあたったILCの認識では、ICCの対象犯罪としての条約犯罪においてテロリズム犯罪が中核的な位置づけを占めていたといっても過言ではない。

また上記のとおり、この1994年草案第20条(a)～(d)項において、現行のICC規程における4つの対象犯罪たるコア・クライムが列挙されていることから、対象犯罪規定に関しては1994年草案の時点で基本的な構造がすでに成立していたと言えるが、他方で、最終的な成案においては1994年草案第20条に列挙されていた対象犯罪のうち、(e)

項に規定されていた条約犯罪のみがICCの管轄権行使の対象から除外されることとなったと言える。

### (3) 設立準備委員会草案

ILCによる1994年草案を検討するため、1995年4月および8月にアドホック委員会が開催された。同委員会では、1994年草案第20条をもとに対象犯罪に関する議論が行われたが、ここでは条文そのものに対する変更は特になされていない。他方で同委員会において、条約犯罪として「国連要員及び関連要員の安全に関する条約」(1994年)の違反行為も追加すべきとの提案がなされている<sup>44</sup>。

アドホック委員会の作業は、設立準備委員会に引き継がれ、1996年3月から1998年3月まで計6回の設立準備委員会会合が開催された。このうち第3回会合(1997年2月)終了時に、同委員会は、犯罪の定義に関する作業部会報告書を採択している。同報告書は集団殺害犯罪および人道に対する犯罪の定義を設立準備委員会に提案するとともに、今後さらに検討すべきものとして、戦争犯罪、侵略犯罪、テロリズム犯罪、国連要員等に対する犯罪、麻薬等の不正取引に関する犯罪を挙げ、このうち薬物犯罪を除きそれぞれの定義を同委員会に提案している<sup>45</sup>。報告書はテロリズム犯罪について以下のように定義する<sup>46</sup>。

「裁判所は以下のテロリズム犯罪について管轄権を有する。

- (1) 政治的、哲学的、思想的、人種的、種族的、宗教的その他の性質の正当化事由にかかわらず、他国の人或は財産に対する暴力行為や、公的人物、人の集団もしくは公衆に対して、恐怖、不安または危険を引き起こす性質を有する行為を企図、組織、支援、指示、促進、融資、助長・奨励し、または許容すること。
- (2) 以下の条約の違反行為
  - (a) 民間航空不法行為防止条約
  - (b) 航空機不法奪取防止条約
  - (c) 国家代表等に対する犯罪防止条約
  - (d) 人質行為防止条約
  - (e) 海洋航行不法行為防止条約
  - (f) 大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書

- (3) 人、人の集団、住民に対する死もしくは身体の重大な傷害、または財産に対する重大な損害を含む暴力を行使するための手段として使用される火器、武器、爆発物および危険物質の使用を含む犯罪」

同報告書によれば、作業部会は、テロリズム犯罪、国連要員等に対する犯罪、麻薬等の不正取引に関する犯罪については、これらをICC規程に含めるかにつき最終的な決定を予断せずに一般的に検討したに過ぎず、他の犯罪と比して十分に議論する時間がなかったとある<sup>47</sup>。さらに、設立準備委員会の最終会合(1998年3~4月)の議論を容易なものとするため、直前の1998年1月に会期間会合が開催された。同会合における議論の結果、「管轄権、受理可能性および適用法」に関する章は、規程の本質的な点に言及しているとの理由から、これまでの第三部から第二部へ移行することとなり、それに伴って、対象犯罪に関する規定は第20条から第5条へと変更された<sup>48</sup>。

1998年3月から開催された第6回設立準備委員会会合ではICC規程の草案(以下、設立準備委員会草案)が採択された<sup>49</sup>。同草案は第5条において、裁判所の管轄権に服する犯罪を規定しており、(a) 集団殺害犯罪、(b) 侵略犯罪、(c) 戦争犯罪、(d) 人道に対する犯罪、の国際慣習法上の4つの犯罪を列挙している点では1994年ILC草案と基本的構造を同じくする。他方で、条約犯罪に関しては、設立準備委員会の議論において例えばインドなどからテロリズムを含めるべきという主張がなされたものの、多くの国家から反対や慎重な立場が表明されたことに伴い<sup>50</sup>、草案第5条(e)項は、この時点では依然として対象犯罪に含まれるかにつき決定されていない留保事項とされ、空欄となっている<sup>51</sup>。この(e)項に含まれる可能性のある犯罪として、先の犯罪の定義に関する作業部会報告書において列挙されていたテロリズム犯罪、国連要員等に対する犯罪、麻薬等の不正取引に関する犯罪の3犯罪が括弧付きで挙げられており<sup>52</sup>、このうち国連要員等に対する犯罪はかねてからアドホック委員会、設立準備委員会等において対象犯罪とすべきことが主張されていたもので

ある<sup>53</sup>。

なお設立準備委員会草案においても、テロリズム犯罪の定義として、先の作業部会報告書に収録された同犯罪の定義が採用されており<sup>54</sup>、したがって、テロリズムに関する規定に注目した場合、1994年ILC草案から下記のような変化が生じたこととなる。すなわちILC草案では、ICCの対象犯罪として「条約犯罪」という括りのもと、その構成要素として、第20条(e)項の付属書(本稿注30)2, 3, 5, 6, 8において個々のテロリズム防止関連諸条約の違反行為が列挙されていたが、設立準備委員会草案第5条(e)項においては、括弧付きの条項ではあるものの、対象犯罪の1つとして「テロリズム犯罪」という包括的な規定を置いたうえで、その構成要件の一部として6つのテロリズム防止関連諸条約(民間航空不法行為防止条約、航空機不法奪取防止条約、国家代表等に対する犯罪防止条約、人質行為防止条約、海洋航行不法行為防止条約、大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書)の違反行為が列挙されることとなったのである<sup>55</sup>。

### 3. 総会第六委員会およびローマ会議における議論

ILCによる1994年草案に関しては、アドホック委員会および設立準備委員会の各会合を受け、毎年秋に開催される国連総会第六委員会において、詳細に検討が行われた。さらに、設立準備委員会草案は1998年のローマ会議に提出され、ローマ会議では同草案第5条に基づいて、ICCの管轄権に服する対象犯罪に関する検討が行われた。これらの議論の場において常に多数的立場を占めていたのは、ICCの管轄権に服する対象犯罪をコア・クライムに限定すべき、換言すれば条約犯罪を対象犯罪から除外すべきという見解である。

さらに、そうした見解の中でも、侵略犯罪を対象犯罪に含めるか否かについては各国の意見が分かれていたものの、集団殺害犯罪、戦争犯罪、人道に対する犯罪の3犯罪をICCの対象犯罪に含めることに対する異論は殆ど見出されない。他方で、テロリズムをはじめとする条約犯罪に関しては、

これを対象犯罪に含めることに否定的な見解が総会第六委員会およびローマ会議双方において多数的立場を占めたものの、これを支持する立場も少なからず存在していた。

以下では、まずテロリズムを対象犯罪に含めることを支持する立場の見解について述べたうえで、テロリズムを対象犯罪に含めることに反対する立場について、その理由ごとに分類し、整理することとしたい。なお、総会第六委員会およびローマ会議においては、対象犯罪の議論に際し、テロリズムをはじめとする条約犯罪に関する見解が各国から多く出されており、また、各国の発言内容が明確に記録されていることから、以下では起草過程のうち特にこの2つの場における議論を抽出して検討する。

#### (1) テロリズムを含めることを支持する立場

##### ① 各国の見解

起草過程を通して、テロリズムをICCの対象犯罪に含めることを一貫して主張した国家として、インドが挙げられる。インドは総会第六委員会において、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に対してのみICCは管轄権を有するべきとしたうえで、国際テロリズムは、国際犯罪の最も悪い形態であり、無辜の市民の生命のみならず、国家の政治的・社会的構造、国家間の有効な関係を脅かし、領域的境界がなく無差別であるとして、テロリズムをICCの対象犯罪に含めるべきと強く主張している<sup>56</sup>。さらにローマ会議においても、テロリズムと薬物取引はここ数十年において、いわゆるコア・クライムよりも多くの生命を奪っているとし、テロリズムに関する国際条約に鑑み、テロリズムを対象犯罪に含めることに同意するとの見解を表明している<sup>57</sup>。

同様にスリランカは、総会第六委員会においてテロリズムを対象犯罪に含めるべきと主張したうえで、ローマ会議においても、テロリズムと薬物取引を規程の範囲から除外することは大いなる遺漏となり、コア・クライムと条約犯罪の区別は形式的なものであるとして、無辜の市民に対する無差別の暴力は法的に受け入れられず、道徳上も非難すべきものであると主張している<sup>58</sup>。この他、

エチオピアやアルジェリアといったアフリカ諸国もテロリズムを対象犯罪に含めることを支持しており、たとえば、国際テロリズムのグローバルな側面と、その平和への挑戦は、裁判所の規程に含めることを正当化するとし、もし裁判所の管轄権にテロリズムが含まれなければ、平和、安定、発展への妥協が生じる<sup>59</sup>、テロリズムの深刻さと国際的性質は疑いなく、テロリズムに対する多くの国際的制度などに反映されているように、テロリズムは国際社会全体の重大な関心事である<sup>60</sup>、といった意見が表明された。

またロシアもインドと同様に、起草過程において一貫してテロリズムに言及しているが、総会第六委員会ではテロリズムを対象犯罪に含めることを主張しつつ、裁判所の負担が重くならないようにするため、安保理により付託された、国際的な平和の脅威となる最も深刻なテロリズム犯罪に限定すべきであると条件を付している点において他国と異なる主張を展開している<sup>61</sup>。ロシアはローマ会議においても当初は同様の主張をしていたものの<sup>62</sup>、会議の後半の段階においては、最も深刻なテロリズムを含めることを支持するがこれには固執しないと、本件の検討は将来の検討会議に委ねられるだろうとの妥協的立場を示している<sup>63</sup>。

その他注目すべき意見として、ILC草案に規定された条約犯罪のリストに関し、たとえばアパルトヘイト、テロリズム、薬物の国際的な不正取引といった犯罪でとりわけ苦しむのは小国であるという総会第六委員会におけるグアテマラの指摘や<sup>64</sup>、弱小国によって扱い得ないテロリズムや重大な薬物犯罪を扱う管轄権を裁判所に付与する可能性につき、これを排除しないというモンゴルによる見解などがある<sup>65</sup>。

起草過程を通してテロリズムをICCの対象犯罪に含めることを支持した国家は、これを支持しない立場に比べると少数的な立場であるとはいえ、上記の国々の他にも見出され、必ずしも少ないとは言いきれない<sup>66</sup>。これらの見解は基本的に、テロリズム犯罪の性質に着目し、特に無辜の市民に対する無差別な攻撃であるという観点からその性質が非常に悪性の高いものであると捉え、集団殺

害犯罪、戦争犯罪といったコア・クライムと同様に「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」という位置づけを有するとの認識から、テロリズムをICCの対象犯罪に含ましめようとする立場であるといえることができる。

## ② ローマ会議における提案

ローマ会議では、テロリズムを対象犯罪に含めることを強く主張する国々から、対象犯罪について規定する草案第5条に対し、幾つかの共同提案が提出された。このうち、インド、スリランカ、トルコから提出された共同提案は、草案第5条に規定された裁判所の対象犯罪である「人道に対する犯罪」を構成する犯罪の1つとして、テロリズム行為を含めることを提案するものである<sup>67</sup>。

草案第5条に関しては事務局からも提案が提出されており、同提案は第5条の裁判所の対象犯罪として集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪を挙げたうえで、侵略犯罪と条約犯罪（テロリズム、麻薬等の不正取引、国連要員等に対する犯罪）の1つ又はそれ以上は、もし一般的に受容され得る定義が生み出されれば草案に挿入され得ると規定する。さらに同提案は、もし一般的に受容され得る定義が示されなければとして、それらの犯罪に取り組もうとする関心が、例えば議定書や検討会議といった何らかの他の方法において反映されるようにすることを事務局が提案するとしている<sup>68</sup>。

また、ローマ会議の閉会間近の段階で、条約犯罪を対象犯罪に含めることを予てから非常に熱心に主張していたインドをはじめとする数カ国から、草案第5条にテロリズムと薬物犯罪を含め、さらに、同条に「テロリズム犯罪と薬物犯罪の構成要件は準備委員会において作成される」との条文を挿入する趣旨の共同提案が提出された<sup>69</sup>。

## (2) テロリズムを含めることに反対する立場

テロリズムをICCの対象犯罪に含めることに否定的な態度を示す国家においては、単に反対の立場を表明するだけの国家も多数あったものの、理由を付してこれに反対する立場を示した国家も見出される。それらの理由は主に下記の5つの立場

に分類することができる。

### ① 既存の多数国間条約枠組の利用

テロリズムを対象犯罪に含めることに反対する種々の理由のうち主要な位置づけを占めるものが、その訴追をICCではなく、既存の多数国間条約の枠組、すなわち各国の国内裁判所に委ねるべきとする見解である。

たとえば、日本は起草過程において一貫してこの立場に立っており、ローマ会議において、テロリズムと薬物犯罪は非常に深刻なものであるとしつつ、これらの問題を扱う多数国間条約の枠組において協力を強化することが重要であると主張している<sup>70</sup>。同様の見解としてスウェーデンは、テロリズムや薬物犯罪は国内レベルで訴追され、関連条約の下での多数国間協力がすでに存在していると指摘する<sup>71</sup>。このように、テロリズムをはじめとする条約犯罪に対しては、すでに多数国間条約を基盤とする各国の協力枠組が存在することを理由とし、その訴追に関しても、既存の多数国間条約の裁判管轄権規定に従い、ICCではなく国内裁判所において行うべきであるとの立場から、これをICCの対象犯罪に含めるべきではないとする国は上記以外にも見出される<sup>72</sup>。

また、そもそもICCよりも国内裁判所のほうが、テロリズムの処罰を行う場として相応しいとの理由から、既存の多数国間条約の枠組に訴追を委ねるべきとの見解を有する国家もある。たとえばアメリカは、テロリズムを対象犯罪に含めることに起草過程を通して一貫して強硬に反対しており、総会第六委員会において、ICCはテロリズム犯罪と薬物犯罪を訴追するために必要な証拠を有さず、これらは本質的に国内レジームの範疇にあると指摘する<sup>73</sup>。なお、アメリカがアドホック委員会に寄せたILC草案に対する見解には、より詳細な理由が述べられており、そこにおいてアメリカは、ICCが実際にテロリズム犯罪の捜査や訴追を行い得るかにつき深い懸念を示している。すなわち、自国がテロリズムの標的となることが多い国家としてアメリカは、テロリズムへの対処には、国内レベルでの効果的な捜査と訴追、さらに世界中の国家による緊密な二国間および多数国間協力が不

可欠であるとし、それに対しICCの検察官は、各国国内の刑事・司法・軍事機関が行っている重要、複雑かつ費用のかかる捜査を効果的に行える立場にないとして、各国の国内裁判所によるテロリストの効果的な訴追をICCの管轄権により台無しにすべきではないとまで主張している<sup>74</sup>。

こうした見解と趣旨を同じくするものとして、ILCの1994年草案に関する総会第六委員会での議論において、たとえばブルガリアは、条約犯罪のリストにある幾つかの犯罪は、「引き渡すか訴追するか」原則に基づく国家間協力を通して、より効果的に訴追され得るため、これらに関しては慎重に議論すべきであるとし<sup>75</sup>、同様にオランダは、同草案は「引き渡すか訴追するか」の原則を適用することで十分に対処し得る犯罪まで取り込んでしまっていると指摘する<sup>76</sup>。またイギリスは、ローマ会議において、条約犯罪をICCの対象犯罪に含めることの難しさは、多くの国家が、テロリズムや薬物犯罪を訴追するのにICCはベストなフォーラムではないと認識している点にあると述べており<sup>77</sup>、当該犯罪行為に対し関連を有する国内裁判所による訴追の方がより効果的かつ相応しいという見解を諸国が有していると言い換えることができよう。

特にアメリカにより代表されるこうした立場は、すでに存在する多数国間条約による対処枠組を利用すべきという点においては、先の日本などの見解と立場を同じくするものであるが、単に既存のフォーラムがあるからという理由のみならず、テロリズム等の条約犯罪に関しては、ICCよりも、既存の多数国間条約に包含された国内裁判所による対処枠組、特に「引き渡すか訴追するか」という原則に依拠するほうが一層効果的且つ確実な訴追が行われ得るといった積極的な理由から、それらをICCの対象犯罪に含めるべきではないと主張する立場であるとも言える。

### ② 定義の欠如

テロリズムをICCの対象犯罪から除外すべきとする第二の理由は、その定義に関する問題である。代表的な見解としてシリアは、ローマ会議においてテロリズムを非難しつつ、テロリズムは十分に

定義されておらず対象犯罪に含めると混乱を生じさせるとして、ICC規程から除外されるべきであると主張している<sup>78</sup>。同様の見解は総会第六委員会における議論でも見出され、たとえばパキスタンは、テロリズム犯罪は定義が困難であるため、ICCの管轄権から除外されるべきとし<sup>79</sup>、またルワンダやコートジボワールは、テロリズムは明確に定義された後に、将来的に対象犯罪に追加され得るとの見解を示している<sup>80</sup>。また特にテロリズムに言及しているわけではないものの、ウクライナは、犯罪の明確な定義は罪刑法的主義の原則を満たし、裁判所の信頼性と道徳的権威を高め、国家による広い受容を促進すると指摘しており<sup>81</sup>、この他にも、管轄権に服する犯罪は明確且つ正確に定義されるべきとの見解を示す国家が見出される<sup>82</sup>。

なおテロリズムの定義の問題に関しては、ローマ会議においてUAEをはじめとするアラブ諸国が、テロリズム犯罪は同意された定義が存在しておらずICC規程に含まれることは望ましくないとしつつ、アラブ連盟の国々により1998年4月に署名されたテロリズム防止に関するアラブ条約に規定されたテロリズムの定義をICC規程においても参照するのであれば、テロリズムをICCの対象犯罪に含めることに反対しないとの見解を表明している<sup>83</sup>。

### ③ 犯罪の重大性

第三に、犯罪の性質そのものを理由として、テロリズムを含む一連の条約犯罪をICCの対象犯罪に含めることに懸念を示す立場がある。たとえば総会第六委員会においてマレーシアは、すべての条約犯罪がICCの管轄権を行使するほど十分に重大であるとは限らず、又は、一般慣習国際法により認められた犯罪であるとも限らないと指摘している<sup>84</sup>。また中国は、条約犯罪の幾つかは、ICCの管轄権に含まれる2つの基準、即ち普遍性と深刻度を満たさないため、ICCの対象犯罪は純粋に普遍的な関心事たる最も重大な犯罪とすべきであると<sup>85</sup>。さらにモザンビークは、ICCの役割が矮小化されるのを防ぐべく、裁判所の管轄権を国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に限

定すべきと主張している<sup>86</sup>。

またローマ会議においては複数の国家が、条約犯罪はコア・クライムとは極めて性質が異なる、条約犯罪はコア・クライムのような根本的性質を有していないとして、これを対象犯罪に含めることに消極的な立場を示している<sup>87</sup>。これらはいずれも、ICCの対象犯罪としての大前提である「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」と認められるほどの性質、すなわち犯罪としての重大性を条約犯罪が有していないとの認識から、条約犯罪の性質を理由としてこれらを対象犯罪に含めることに反対する乃至慎重である立場と言える。

### ④ ICCの早期設立

先述のとおり、総会第六委員会およびローマ会議では、ICCの対象犯罪をコア・クライムに限定すべきという立場が多数を占めたが、対象犯罪をコア・クライムに限定すべきとする理由は、テロリズム等の条約犯罪を対象犯罪から除外すべきとする理由といわば表裏一体をなしていると言える。

対象犯罪をコア・クライムに限定すべきとする理由の代表的なものとして、ICC規程の広範な受容の可能性を指摘する立場がある。たとえばウガンダによれば、裁判所の管轄権を限定することはICC規程の普遍的受容を促進するのであり<sup>88</sup>、ポーランドは、ICC規程の発効を容易にし、裁判所の設立を加速させるために、少なくとも初期段階では裁判所の管轄権を国際社会の関心事である最も重大な犯罪に限定すべきであると主張する<sup>89</sup>。すなわちこれらの見解は、ほとんどの国家が異論なく「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」と認識し得るコア・クライムに裁判所の対象犯罪を限定し、最大限の国家の支持を得られるような規程を作成することにより、各国による早期の批准を促し、ICCの早期設立を実現しようとする立場であると言える。

また、そもそも条約犯罪に関する議論はICC規程の起草過程において不必要に長い議論を齎し、結果としてICCの設立が遅れる恐れがあるとして、対象犯罪をコア・クライムに限定すべきとするネパール等の見解も存在する<sup>90</sup>。同様にハンガリーは、裁判所の管轄権に服する犯罪をこれ以上増や

す試みは裁判所の設立のさらなる遅れを生じさせるとの懸念を示しており<sup>91</sup>、また、時間的制約からローマ会議において条約犯罪を含める試みは放棄すべきとしたオーストラリアの見解や、条約犯罪は国際的な関心事であるがローマ会議においてはコア・クライムに関する議論に集中すべきとしたデンマークの見解も趣旨を同じくするものと言えよう<sup>92</sup>。

上記の諸見解のうち、前者は、裁判所の管轄権を狭く設定することにより、対象犯罪規定に異議を唱える国家を少なくし、できる限り多くの国家による「早期の批准」を得ることを目指す、すなわちICC規程の発効に対するハードルを極力低くすべきという観点から、対象犯罪をコア・クライムに限定すべきとする立場であると言える。これに対し後者は、ICC規程そのものの「早期の採択」を目指し、その起草過程における議論の段階から条約犯罪を排除してコア・クライムに集中すべきという見解であり、規程の成立に対するハードルをできる限り低くしようという観点に立つものである。このように、それぞれの背景にある思惑は異なるものの、両者の見解はいずれもICCの早期設立を目指すという点においては目的を共有するものであると言える。

### ⑤ ICCの負担の軽減

対象犯罪をコア・クライムに限定すべきとする、すなわちテロリズム等の条約犯罪を対象犯罪から除外すべきとする別の理由として、ICCに対する負担を軽減するためという見解がある。この立場が主張するところのICCへの「負担」は、さらに以下の2つの側面に分けることができる。このうち第一の立場は、ICCの対象犯罪をコア・クライムに限定することにより、ICCの活動の効率が高められるというものである。これは換言すれば、コア・クライムに加え条約犯罪を対象犯罪に含めると、作業量の点からICCの負担が大きくなり過ぎ望ましくないとする立場であり、多くの国家がこうした主張を行った<sup>93</sup>。たとえば米国は、テロリズムと薬物犯罪を対象犯罪に含めることは、裁判所を混乱させ、こうした犯罪の抑止に寄与しないと<sup>94</sup>、フランスは1994年のILC草案に関する

総会第六委員会での議論において、同草案の付属書に挙げられた条約犯罪の数に懸念を表しつつ、裁判所に広範な管轄権を付与することにより、その機能遂行能力が妨げられてしまうと指摘している<sup>95</sup>。また、対象犯罪をコア・クライムに限定することによりICCの作業効率が高まるという立場と類似の見解として、裁判所の管轄権が及ぶ犯罪を限定することにより、機能的なシステムとなり、裁判所の信頼性と規範的権威の向上へと繋がるというチェコの主張がある<sup>96</sup>。

第二に、ICCに対する別の側面からの負担として、金銭的な負担を指摘する意見も少数であるものを見出される。たとえばチェコによれば、裁判所の管轄権をコア・クライムに限定することの利点の1つとして締約国の財政的負担の軽減があり<sup>97</sup>、マレーシアも同様に、テロリズムや麻薬の不正取引のような条約犯罪を対象犯罪に含めると、財政的にも裁判所に負担となると指摘する<sup>98</sup>。

以上から、先の第4の理由は、ICCの早期設立を目指すという観点から、対処犯罪をコア・クライムに限定すべきとする趣旨のものであったが、この第5の理由はICC設立後のICCの活動に対し、活動の効率性と財政面という2つの観点からICCへの負担を軽減すべく、テロリズムをはじめとする条約犯罪を対象犯罪から除外しようという趣旨のものであると言える。

### (3) 再検討メカニズムと条約犯罪除外の決定

ローマ会議における議論が進むにつれ、テロリズムをはじめとする条約犯罪をICCの対象犯罪に含めることを当初支持していた国家や、これに対し柔軟な態度を示していた国家の多くは、対象犯罪の候補のうち条約犯罪に関する検討を規程の再検討メカニズムに託すべきであるとの立場を取るようになった。再検討メカニズムとは、起草過程においてノルウェーやデンマークなどにより提唱され<sup>99</sup>、最終的に現行規程第123条に反映されたものであり、ICC規程が発効した一定期間後に検討会議を招集し、規程の改正を審議するという仕組みである<sup>100</sup>。

すなわち、テロリズムや薬物の不正取引といった条約犯罪で苦しむ人々に同情するという立場や、

これらの犯罪を対象犯罪に含める理由は理解できるという立場を示していた国々や、条約犯罪は国際社会全体の重大な関心事であるとして、これらを対象犯罪に含めることに肯定的な態度を示していた国家の多くが、対象犯罪に関する議論が進むにつれ、ローマ会議における時間的制約を主たる理由として、条約犯罪について会期中に合意に達することは非現実的であるとの判断に基づき、本件は検討会議に委ねられるべきであるという立場を示すこととなったのである<sup>101</sup>。また、ローマ会議における時間的制約という理由のみならず、条約犯罪を規程に含めることはそもそも時期尚早であるため、検討会議で改めて言及されるべきとの意見もあった<sup>102</sup>。

このように、先の①～⑤に挙げた複数の理由に基づき、テロリズムをはじめとする条約犯罪をICCの対象犯罪に含めることに反対する圧倒的多数の立場と、再検討メカニズムが規程に盛り込まれることを念頭に、テロリズム等を対象犯罪に含めるか否かという検討を先送りしようとする立場とが相まって、最終的な成案においてはテロリズムをはじめとする条約犯罪は、ICCの対象犯罪には含まれず、ベルギー等の提案に基づき<sup>103</sup>、最終合意書において言及されるに留まることとなった。最終合意書とは、ICC規程と同日に採択され、ICCの準備委員会や締約国会議の設置などを取極めるものであり、その付属書Eは、「裁判所の管轄権に含ましめ得る一般的に受容されたテロリズムの定義が無い」として、「規程第123条に従って、テロリズムの受容され得る定義と、それが裁判所の管轄権に服する犯罪のリストに含まれることに到達することを目指して、検討会議が当該犯罪について検討することを推奨する」と述べている<sup>104</sup>。

なお既述のとおり、ローマ会議において、テロリズムを対象犯罪に含めることを強く主張する数カ国により、対象犯罪の1つである人道に対する犯罪にテロリズムを含めるべきであるとする共同提案などが提出されていたものの、若干の国家からの支持を除いては、こうした共同提案に対し批判的な立場を取る国家が多数を占め、結局採択には至らなかった<sup>105</sup>。

#### 4. 終わりに

テロリズムをめぐるICC規程の起草過程の検討から、以下の諸点が明らかとなる。

第一に、そもそもどのような犯罪をICCの対象犯罪に含めるかという点に関し、ILCと、起草過程に参加した各国との間で根本的な立場の相違が存在していた。すなわち、ILCにおける議論の段階では、一般国際法の下での犯罪、すなわち国際慣習法に基づく国際犯罪ではなく、むしろ条約犯罪を第一義的な対象犯罪として捉えていたのであり、その際、国際法の下での犯罪を構成する条約犯罪に含まれる基準として、①犯罪そのものが条約により定義されている点と、②「引き渡すか訴追するか」の原則を基盤とする普遍的管轄権のシステムが形成されているか、国際刑事法廷における訴追を想定しているという点が挙げられていた。したがって、そうした基準を満たす条約として、テロリズムの個別的な行為類型を定義し、「引き渡すか訴追するか」という原則を規定するテロリズム防止関連諸条約の違反行為が条約犯罪のリストの半数近くを占め、ILC草案の段階ではテロリズム犯罪がICCの対象犯罪として言わば中心的な位置づけを占めていたのである。

これに対し、総会第六委員会やローマ会議における議論では、如何なる国家も異論なく、つまり国際社会のすべての国家が、「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」と認める犯罪のみを対象犯罪に含めるという点に重点が置かれることとなった。これは、起草過程においてオランダが指摘したように<sup>106</sup>、基本的に国家は、刑事法分野においてごく例外的な場合（傍点筆者加筆）にしか国際的なメカニズムのために自らの主権を放棄しようとしたがらないという、各国のICCに対する主権の委譲への抵抗を反映するものであるとも言える。すなわちICC規程の起草に携わった大多数の国家にとっては、国際慣習法に基づく国際犯罪である4つのコア・クライムのみが、補完性の原則に基づき自らの主権を放棄し得る「ごく例外的な場合」に該当するのである。それに対し多くの国家の認識においては、テロリズム犯罪に関しては、あくまでも個別的なテロリズム犯罪を抑止・

処罰する個々の多数国間条約の締約国間においてのみ「引き渡すか訴追するか」という処罰原則に基づく普遍的管轄権が成立しているに過ぎず、国際社会のすべての国家が「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」と認める犯罪ではない。つまり、そうした犯罪を対象犯罪に含めた場合、それらの多数国間条約の非締約国にとってはICC規程の受容自体が困難となるのである<sup>107</sup>。さらにILCが草案作成時に挙げたもう1つの基準、すなわち条約において犯罪そのものが定義されているという点に関しても、ILC草案においては「条約犯罪」という括りのもとで、それぞれ個別的なテロリズムの行為類型を定義する多数国間条約が列挙されていたが、設立準備委員会草案以降は、対象犯罪としてまず「テロリズム犯罪」と包括的に規定したうえで、その定義がなされるという方式へと変更された。そもそもテロリズム犯罪に関してはその包括的且つ一般的な定義が依然として国際法上確立していないものの、こうした規定方式の変化を背景として、その定義が未だ確定していないことへの懸念から、ICCの対象犯罪からこれを除外すべきとする声が一層高まったことも否定できないと思われる。

第二に、上記の各国の主権との関係という点にも関連するが、起草過程において大多数の国家がテロリズムを対象犯罪に含めることに反対する中、如何なる国家がこれを支持したかという点にも注目したい。総会第六委員会やローマ会議での議論において、テロリズムをICCの対象犯罪に含めることを最後まで強く主張した国々はいずれも途上国であり、テロリズムが生じやすい又は自国のみではテロリズムに十分に対処し得ない所謂「弱小国」が、ICCによるテロリズム犯罪の容疑者の処罰を強く望んでいたと言える。換言すれば、こうした国々にとっては、無辜の市民を無差別に攻撃するテロリズムは、自国の主権をICCに委譲してまで確実に対処・処罰すべき重大な性質を有する犯罪と認識されていたとも言える。他方で、テロリズムを対象犯罪に含めることに反対した国家のうち、特に既存の多数国間条約の枠組、すなわち各国の国内裁判所による訴追を通じたテロリズムの対処に依拠すべきとの理由から、積極的に反対

の立場を示した国々の多くが、先進国乃至は「強国」と言われる国家により占められていた。こうした国々においては、例えばアメリカのように、たとえ自国がテロリズムの脅威に晒される危険性が高くとも、テロリズム犯罪は当事国の国内裁判所において十分且つ効果的に対処し得るものと認識されていたと同時に、これらの国々は、すでに国内裁判所による訴追のメカニズムが確立している当該犯罪の対処枠組に対しICCが介入する余地、つまり当該犯罪の訴追において自国の主権を委譲する可能性を排除しようという意思を有していたとも言える。

第三に、種々の現実的な観点からの判断を背景として、多くの国家がテロリズムを対象犯罪から除外すべきと主張したという点がある。つまり既述のとおり、起草過程に携わった国々は、可能な限り早期の裁判所の設立を目指すという強い意思を有していたと同時に、裁判所が成立した後を見据え、裁判所の活動自体に対する負担、すなわち作業面と財政面での負担を軽減することによりICCの活動の効率化を図ることを目指した。こうした各国の思惑が、対象犯罪をコア・クライムに限定し、できる限りICCの管轄権を狭く設定しようという流れを形成する原動力の1つとなったと言っても過言ではない。さらに、最終的にICC規程第123条に規定された再検討メカニズムの存在ゆえに、テロリズムをはじめとする条約犯罪が対象犯罪から除外されることとなった点も否定できない。実際、起草過程におけるロシアの態度に示されるとおり、当初テロリズムを対象犯罪に含めることを支持していた国家の多くが、ローマ会議における時間的制約等を理由として、条約犯罪に関する議論を規程発効後の検討会議へ先送りするという方針へと転換したが、こうした立場の変化の根幹にある発想は、早期のICC設立を実現するため、というテロリズムを対象犯罪から除外する第4の理由と趣旨を同じくするものであると言えよう。すなわち、ICCの設立を早期に且つ確実に実現し、さらにICC設立後の活動の効率性を高めるという、各国の非常に現実的な意向が、テロリズムをはじめとする条約犯罪の対象犯罪からの除外へと反映されたとともに、さらに付言すれば、各国は、ICC

の設立を遅らせてまで対象犯罪に含めるべき最も重大な犯罪として当該犯罪を捉えていなかったことを示しているとも言える。

以上から、起草過程において多くの国々が示した複合的な理由に基づき、テロリズムがICCの対象犯罪から除外されたことが明らかとなった。これは、少なくともICC規程の成立時には、国際社会の多くの国家の認識において、テロリズムは4つのコア・クライムと同種の国際社会全体の最も重大な犯罪、すなわち国際社会全体の普遍的関心事ではなく、あくまでもテロリズムの対処に関する個別の多数国間条約の締約国間における関心事という域を出ていないことの証左であるとも言える。換言すれば、この時点ではテロリズムは、個別のテロリズム犯罪を規制する個々の多数国間条約の締約国間という範囲においてのみ国際犯罪と認められる「諸国の共通利益を害する犯罪」として捉えられていたと言える。また起草過程において、イスラエルが、テロリズムに関しては、テロリズムを国際犯罪と認識することと、国際テロリズムを訴追するための最も実効的・効果的な協力手段に焦点を当てることとの間の「正しいバランス」を見出すべきとの主張をしているが<sup>108</sup>、ICC規程の起草過程においては両者のうち特に後者の側面に大きな比重が置かれたということとなろう。

さらに、こうした点は以下の論点へと連なるものとも言える。本稿の冒頭で述べたとおり、ICC規程発効後も、テロリズムを対象犯罪に追加すべきとの見解が一部の国から示されており、また、テロリズムを人道に対する犯罪に含まし得るといふ提案に関しても、ローマ会議においては支持を得られなかったものの、ICC規程発効後の2001年に発生した米国同時多発テロなどが、組織性・広範性という人道に対する犯罪の構成要件を満たす可能性も看過できない。そうした観点から、今後テロリズムがICCの対象犯罪となり得るのか、つまり、「諸国の共通利益を害する犯罪」という性質から、特に米国同時多発テロを経て、テロリズムが国際社会全体の法益を侵害する国際犯罪、すなわち「国際法違反の犯罪」へと変容する可能性はあるのか、という点に関する検討が残された課題として指摘されよう。ICC規程発効以後の諸会合

における対象犯罪に関する議論の分析を含め、本件に関する検討は今後の課題としたい。

- <sup>1</sup> コンゴ民主共和国の内戦において15歳未満の青少年少女を戦闘行為に従事させたとして、武装勢力指導者トマス・ルバンガ被告が戦争犯罪の罪で有罪判決を受けた。ICC, Situation in the Democratic Republic of Congo in the Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo (14, March, 2012).
- <sup>2</sup> 侵略犯罪に関してはICC規程採択時までに定義の合意に至らず継続協議となっていたが、2010年の第1回ICC規程検討会議において、同犯罪の定義に関する規定(第8条第2項)が採択され、ICCは30の締約国による同改正の批准又は受諾から1年より後に行われた侵略犯罪についてのみ管轄権を行使することができることとなった(第15条の2, 第2項)。
- <sup>3</sup> ICC規程第1条および第17条第1項(a)。
- <sup>4</sup> オランダによる修正提案 C. N. 723. 2009. TREATIES-5 of 29 October 2009 (Proposal of amendments by the Netherlands to the Statute).
- <sup>5</sup> 国連総会の6つの主要委員会のうち第六委員会は主に法律問題を取り扱う。
- <sup>6</sup> Arnold, Roberta, *The ICC as a New Instrument for Repressing Terrorism*, Transnational Publishers, 2004.
- <sup>7</sup> 同上, pp.53-66.
- <sup>8</sup> Cassese, Antonio, "Terrorism is Also Disrupting Some Crucial Legal Categories of International Law," *EJIL*, vol.12, 2001, pp.994.
- <sup>9</sup> Boister, Neil, "The Exclusion of Treaty Crimes from the Jurisdiction of the Proposed International Criminal Court: Law, Pragmatism, Politics," *Journal of Armed Conflict Law*, vol.3, 1998, pp.27-43.
- <sup>10</sup> 同上, p.28.
- <sup>11</sup> Dugard, John, "Obstacles in the Way of an International Criminal Court," *Cambridge Law Journal*, Vol.56 (2), 1997, pp.334-335.
- <sup>12</sup> 以下、ICC規程の起草過程について、Rome Statute of the International Criminal Court, Overview, <http://legal.un.org/icc/general/overview.htm> (最終アクセス日:2014年10月13日)、伊藤哲朗「国際刑事裁判所の設立とその意義」『レファレンス』2003年5月号、5-7頁などを参照。
- <sup>13</sup> United Nations, *Report of the International Law Commission on the work of its forty-fourth session (4 May-24 July 1992)*, GAOR 47<sup>th</sup> Session Supplement No.10 (UN Doc. A/47/10), Annex: *Report of the Working Group on the question of an international criminal jurisdiction*, p.148, para.403.
- <sup>14</sup> 1996年3月~4月、8月、1997年2月、8月、12月、1998年3月~4月に開催された。
- <sup>15</sup> 賛成120、反対7(米国、中国、キューバなど)、棄権21により採択。

<sup>16</sup> *Report of the Working Group on the question of an international criminal jurisdiction* (UN Doc. A/47/10, Annex).

<sup>17</sup> 同上, p.155, paras.417-418, pp.166-167, paras.449-450.

<sup>18</sup> テロリズムに関しては、その定義が未合意であることなどを主たる理由とし、国連において起草中の包括的テロリズム防止条約が依然として採択に至っていないことから、テロリズムの種類ごとに多数国間条約を作成するという、犯罪類型に応じた個別的な対処方式が従来からとられてきた。こうした手法に基づき、航空機の不法奪取（ハイジャック）や人質行為など、個別のテロリズム犯罪に対して国連やその他の国際機関によりこれまで作成された多数国間条約は13を数える。

<sup>19</sup> United Nations, *Yearbook of the International Law Commission 1993 Vol. II Part 2, Report of the Commission to the General Assembly on the work of its 45<sup>th</sup> session* (UN Doc. A/CN.4/SER.A/1993/Add.1 (Part2)) p.20, para.96.

<sup>20</sup> United Nations, *Report of the International Law Commission on the work of its forty-fifth session (3 May-23 July 1993)*, GAOR 48<sup>th</sup> Session Supplement No.10 (UN Doc. A/48/10), Annex: *Report of the Working Group on a draft statute for an international criminal court*.

<sup>21</sup> 同上, pp.271-272, p.279.

<sup>22</sup> 同上, pp.272-273 (1).

<sup>23</sup> 同上, p.273 (2).

<sup>24</sup> ジェノサイド条約第6条, アパルトヘイト条約第5条。

<sup>25</sup> UN Doc. A/48/10, p.280 (2).

<sup>26</sup> 同上, p.281 (5).

<sup>27</sup> United Nations, *Report of the International Law Commission on the work of its forty-sixth session (2 May-22 July 1994)*, GAOR 49<sup>th</sup> Session Supplement No.10 (UN Doc. A/49/10), p.17, para.11.

<sup>28</sup> 同上, p.19, para.16, p.41, para.79. 条文およびコメントリーは、同pp.43-143.

<sup>29</sup> 同上, p.70.

<sup>30</sup> 同上, pp.147-156.

第20条(e)項の付属書は以下のとおり規定する。

1. 以下の条文に定義された条約の重大な違反行為

(a) 傷病兵の保護に関する1949年ジュネーヴ条約第50条

(b) 海上傷病兵の保護に関する1949年ジュネーヴ条約第51条

(c) 捕虜の待遇に関する1949年ジュネーヴ条約第130条

(d) 文民の保護に関する1949年ジュネーヴ条約第147条

(e) 1949年ジュネーヴ条約に関する1977年第一追加議定書第85条

2. 1970年航空機不法奪取防止条約第1条に定義された航空機不法奪取

3. 1971年民間航空不法行為防止条約の第1条に定義された犯罪

4. 1973年アパルトヘイト防止条約第2条に定義されたアパルトヘイトと関連犯罪

5. 1973年国家代表等に対する犯罪防止条約第2条に定義された犯罪

6. 1979年人質行為禁止条約第1条に定義された人質行為と関連犯罪

7. 1984年拷問等禁止条約第4条によって処罰される拷問犯罪

8. 1988年海洋航行不法行為防止条約第3条および1988年大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書第2条に定義された犯罪

9. 1988年麻薬及び向精神薬の不正取引に関する国連条約第3条第1項に規定された麻薬及び向精神薬の不正取引で、当該条約第2条に鑑み、国際的性質を有する犯罪

<sup>31</sup> 同上, p.66 (1).

<sup>32</sup> 同上, p.68 (8).

<sup>33</sup> United Nations, *Yearbook of International Law Commission 1994 Vol. I, summary records of the meetings of the 46<sup>th</sup> session* (UN Doc. A/CN.4/SER.A/1994, 以下 *YBILC 1994 Vol. I*), p.16, para.6 (Mr. Pellet), p.21, para.6 (Mr. Tomuchat).

<sup>34</sup> UN Doc. A/49/10, p.68 (8).

<sup>35</sup> 同上, p.71 (2).

<sup>36</sup> 同上, pp.66-67 (5), p.71 (3).

<sup>37</sup> 同上, pp.77-78 (17).

<sup>38</sup> 同上, p.78 (18).

<sup>39</sup> 同上, pp.35-36, para.5; *YBILC 1994 Vol. I*, p.8, para.7, Crawfordの見解など。

<sup>40</sup> UN Doc. A/49/10, p.78 (20).

<sup>41</sup> 同上, p.69 (10).

<sup>42</sup> 同上, pp.78-79 (21).

<sup>43</sup> 同上, p.79 (22).

<sup>44</sup> United Nations, *Report of the Ad Hoc Committee on the Establishment of an International Criminal Court*, GAOR 50<sup>th</sup> Session Supplement No.22 (UN Doc. A/50/22), p.11, para.55, p.18, para.84.

<sup>45</sup> United Nations, *Decisions taken by the Preparatory Committee at its Session held from 11 to 21 February 1997, Annex I Report of the Working Group on the Definition of Crimes* (UN Doc. A/AC.249/1997/L.5), pp.2-17.

<sup>46</sup> 同上, p.16.

<sup>47</sup> 同上, p.16, n.36.

<sup>48</sup> United Nations, *Report of the Inter-session Meeting from 19 to 30 January 1998, in Zutphen, The Netherlands* (UN Doc. A/AC.249/1998/L.13), p.9, paras.7, 9, p.16.

<sup>49</sup> United Nations, *Report of the Preparatory Committee on the Establishment of an International Criminal Court* (UN Doc. A/CONF.183/2/Add.1).

<sup>50</sup> United Nations, *Report of the Preparatory Committee on the Establishment of an International Criminal Court, Volume I* (Proceedings of the Preparatory Committee

- during March-April and August 1996), GAOR 51<sup>st</sup> Session Supplement No.22 (UN Doc. A/51/22), p.25, para.103, p.26, para.107; *Preparatory Committee on Establishment of ICC (27 March 1996), First Session 6<sup>th</sup> meeting, Terrorism should be 'Core Crime' of Proposed International Court India Tells Preparatory Committee* (UN Doc. L/2766).
- <sup>51</sup> UN Doc. A/CONF.183/2/Add.1, p.11.
- <sup>52</sup> 同上, pp.27-30.
- <sup>53</sup> *Supra* note 44; *Preparatory Committee on Establishment of ICC (12 April 1996), First Session 27<sup>th</sup> meeting and Round-up Session* (UN Doc. L/2787) など。
- <sup>54</sup> UN Doc. A/CONF.183/2/Add.1, pp.27-28.
- <sup>55</sup> 1994年ILC草案第20条(e)項の付属書に列挙されていたその他の条約犯罪は、設立準備委員会草案第5条では以下のように分類された。付属書の1に挙げられたジュネーブ諸条約の重大な違反行為は、1994年ILC草案第20条(c)項の「武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対する著しい違反」とともに、設立準備委員会草案第5条(c)項の戦争犯罪としてまとめられ、付属書の4に挙げられたアパルトヘイト犯罪、同7の拷問犯罪とともに、設立準備委員会草案第5条(d)項の人道に対する犯罪を構成するものとして組み入れられた。付属書の9にある薬物犯罪は既述のとおり、設立準備委員会草案第5条第(e)項の候補となる犯罪として位置づけられた。
- <sup>56</sup> United Nations, GAOR, Sixth Committee, UN Doc. A/C.6/52/SR.11 (1997), paras.57-58.
- <sup>57</sup> United Nations, *United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court, Official Records Vol. II* (Summary records of the plenary meetings and of the Committee of the Whole (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II)), pp.177-178, para.120, pp.323, para.37.
- <sup>58</sup> UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.10; UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.339, para.45.
- <sup>59</sup> エチオピアの見解 UN Doc. A/C.6/52/SR.13 (1997), para.76.
- <sup>60</sup> アルジェリアの見解 UN Doc. A/C.6/51/SR.28 (1996), para.29; UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.177, para.110, p.283, para.3.
- <sup>61</sup> UN Doc. A/C.6/50/SR.28 (1995), para.56; UN Doc. A/C.6/51/SR.30 (1996), para.3.
- <sup>62</sup> UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.177, para.110.
- <sup>63</sup> 同上, p.289, para.17. なお検討会議については、本稿第3章(3)において後述。
- <sup>64</sup> UN Doc. A/C.6/50/SR.26 (1995), para.28.
- <sup>65</sup> UN Doc. A/C.6/52/SR.14 (1997), para.3.
- <sup>66</sup> テロリズムを対象犯罪に含めることをローマ会議において明示的に支持した国家として、キルギス (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.77, para.71), コスタリカ (同, p.77, para.74), アルメニア (同, p.78, para.83), マチエドニア (同, p.86, para.45), タジキスタン (同, p.92, para.17), ナイジェリア (同, p.111, para.86), ボスニア (同, p.115, para.20), コンゴ (同, p.117, para.49), チュニジア (同, p.174, para.66) など。
- <sup>67</sup> UN Doc. A/CONF.183/C.1/L.27/Rev.1. また、非公式会合を受けてコーディネーターからローマ会議の全体委員会に提出された提案も、インド等による共同提案と同様に、人道に対する犯罪を構成する犯罪行為の1つとしてテロリズム行為を規定するものである (UN Doc. A/CONF.183/C.1/L.44)。
- <sup>68</sup> UN Doc. A/CONF.183/C.1/L.59, p.1.
- <sup>69</sup> UN Doc. A/CONF.183/C.1/L.71. インドの他、バルバドス、ドミニカ共和国、ジャマイカ、スリランカ、トリニダード・トバゴ、トルコによる共同提案であり、会議閉会間近の7月14日に提出された。共同提案の条文にある「準備委員会」とは、第1回締約国会議までのICCの運営に関する取極めを行うべく、ローマ会議において設立が決定されたものである。なお第1回締約国会議は、規程発効後の2002年9月に開催された。
- <sup>70</sup> UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.270, para.32.
- <sup>71</sup> 同上, p.176, para.89.
- <sup>72</sup> ウガンダ (UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.64), パキスタン (UN Doc. A/C.6/52/SR.14 (1997), paras.63-64), ナイジェリア (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.293, para.99) など。
- <sup>73</sup> UN Doc. A/C.6/50/SR.27 (1995), para.19.
- <sup>74</sup> UN Doc. A/AC.244/1/Add.2, p.8, para.3, pp.13-14, paras.27-31, pp.16-18, paras.37-49.
- <sup>75</sup> UN Doc. A/C.6/49/SR.20 (1994), p.4, para.12.
- <sup>76</sup> UN Doc. A/C.6/49/SR.18 (1994), pp.2-3, para.4.
- <sup>77</sup> UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.272, para.67. 同様の見解を有する国としてドイツ (同, p.273, para.71), ブラジル (同, p.277, para.47), マレーシア (UN Doc. A/C.6/52/SR.11 (1997), para.86) など。
- <sup>78</sup> UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.172, para.25, p.271, para.45.
- <sup>79</sup> UN Doc. A/C.6/51/SR.27 (1996), para.28.
- <sup>80</sup> ルワンダ (UN Doc. A/C.6/50/SR.31 (1995), para.17), コートジボワール (UN Doc. A/C.6/51/SR.29 (1996), para.94).
- <sup>81</sup> UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.19.
- <sup>82</sup> ラトビア (UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.13), モザンビーク (UN Doc. A/C.6/51/SR.29 (1996), para.2).
- <sup>83</sup> UAE (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.177, para.118), イエメン (同, p.178, para.127), サウジアラビア (同, p.179, para.140), アラブ連盟 (オブザーバー参加, 同, p.88, para.67) など。
- <sup>84</sup> UN Doc. A/C.6/52/SR.11 (1997), para.86.
- <sup>85</sup> UN Doc. A/C.6/50/SR.25 (1995), paras.71-72.
- <sup>86</sup> UN Doc. A/C.6/51/SR.29 (1996), para.2.
- <sup>87</sup> ギリシャ (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.281, para.121), スロバキア (同, p.282, para.128), フランス (同, p.291, para.44) など。

- <sup>88</sup> UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.64.
- <sup>89</sup> UN Doc. A/C.6/51/SR.28 (1996), para.82; UN Doc. A/C.6/52/SR.14 (1997), para.40. 同様の見解として、ラトビア (UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.13).
- <sup>90</sup> UN Doc. A/C.6/52/SR.14 (1997), para.32. 同様の見解として、南ア (UN Doc. A/C.6/50/SR.27 (1995), para.48), イタリア (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.178, para.136).
- <sup>91</sup> UN Doc. A/C.6/51/SR.28 (1996), para.4.
- <sup>92</sup> オーストラリア (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.273, para.108), デンマーク (同, p.176, para.94).
- <sup>93</sup> 中国 (UN Doc. A/C.6/50/SR.25 (1995), paras.71-72), レソト (UN Doc. A/C.6/50/SR.26 (1995), para.50), メキシコ (UN Doc. A/C.6/50/SR.28 (1995), para.53), ウガンダ (UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.64), マレーシア (UN Doc. A/C.6/52/SR.11 (1997), para.86), ウクライナ (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.176, para.96), 日本 (同, p.270, para.32) など。
- <sup>94</sup> UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.176, para.99.
- <sup>95</sup> UN Doc. A/C.6/49/SR.19 (1994), p.9, para.34.
- <sup>96</sup> UN Doc. A/C.6/50/SR.29 (1995), para.14; UN Doc. A/C.6/51/SR.29 (1996), para.39.
- <sup>97</sup> UN Doc. A/C.6/50/SR.29 (1995), para.14.
- <sup>98</sup> UN Doc. A/C.6/52/SR.11 (1997), para.86. 同様の見解として、ブラジル (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.277, para.47).
- <sup>99</sup> ノルウェー (UN Doc. A/C.6/52/SR.13 (1997), para.97; UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.172, para.32), デンマーク (UN Doc. A/C.6/51/SR.27 (1996), para.19; UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.176, para.94).
- <sup>100</sup> ICC 規程第 123 条第 1 項「国際連合事務総長は、この規程の効力発生の後七年後にこの規程の改正を審議するために検討会議を招集する。この規程の検討には、少なくとも第五条に規定する犯罪を含めることができる。検討会議は、締約国会議に参加する者に同一の条件で開放される。」
- <sup>101</sup> ベルギー (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.269, para.22), 韓国 (同, p.277, para.53), イタリア (同, p.278, para.68), サモア (同, p.279, para.90), アイルランド (同, p.280, para.105), ポーランド (同, p.286, para.54) など。
- <sup>102</sup> マリによる見解 (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.278, para.66).
- <sup>103</sup> UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.269, para.22.
- <sup>104</sup> Final Act of the United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court (UN Doc. A/CONF.183/10), pp.7-8. 薬物犯罪についても同E項において同様の言及がなされている。なお国連要員等に対する犯罪は、「国連憲章下での人道的援助または国連平和維持活動に係る要員への故意の攻撃」として、ICC 規程第 8 条 (2) (b) (iii), 同条 (2) (e) (iii) において戦争犯罪として含められることとなった。
- <sup>105</sup> 支持した国として、コモロ連合 (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.287, para.61), チュニジア (同, p.292, para.72) など。反対した国として、ベルギー (同, p.269, para.16), 日本 (同, p.269, para.27), ギリシャ (同, p.281, para.122), バーレーン (同, p.284, para.22), スペイン (同, p.329, para.32) など。なお、こうした結果を受けトルコは、常にICCの設立を支持してきたが、最終的な結果は期待に沿うものではなく、テロリズムはしばしば人道に対する犯罪の根源となるため、これに含まれるべきであったとローマ会議において述べている (同, p.124, para.41)。
- <sup>106</sup> UN Doc. A/C.6/49/SR.18 (1994), pp.2-3, para.4.
- <sup>107</sup> Boisterはこの点につき詳細に論じている。Boister, *supra* note 9, pp.30-34.
- <sup>108</sup> UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.99, para.42.